

労働者派遣法を派遣労働者保護法へと抜本改正することを求める意見書(案)

働く者の3人に1人が非正規で占められ、派遣労働者が321万人と急増する中で、人間を使い捨てにする日雇い派遣や「ネットカフェ難民」と呼ばれる貧困が広がっており、労働の破壊と非正規雇用の拡大は、日本社会全体の重大問題となっている。

いま、違法派遣の是正を求める労働者の勇気ある告発や国民の世論の中で、違法派遣をしていた工場への立ち入り検査が行なわれ、大企業が製造現場から派遣労働を解消する方針を相次いで発表するなど、派遣労働をめぐる規制緩和から規制強化の方向へ大きな変化が生まれている。

こうしたもて、労働法制を抜本的に改正し、人間らしく生き、働くことのできるルールある社会をつくることが求められている。

よって、国におかれては、次の事項を含め、労働者派遣法を派遣労働者保護法に改正することを強く求めるものである。

- 1 労働者派遣は常用型派遣を基本とし、登録型派遣を例外として厳しく規制するとともに、日雇い派遣を禁止すること。
- 2 常用代替を目的とした労働者派遣を禁止し、違反に対しては罰則を設けること。
- 3 1年の派遣期間を超えた場合や違法行為があった場合、派遣先が直接雇用したものとみなす規定を設けること。
- 4 賃金水準、食堂や診療所の利用、有給休暇の取得、組合活動の保障などで均等待遇を実現し、派遣労働者の権利を守ること。

労働者派遣制度の見直しに関する意見書

昭和60年に制定された労働者派遣法は、派遣労働者の雇用の安定を図る目的で制定され、派遣先企業において専門的知識、技術、経験を有した人材の活用が可能となるとともに、派遣労働者においても、勤務先選定の自由度が高まるなど、日本経済の発展に一定の成果をあげてきた。

しかしながら、一方では、派遣労働者の中には、当該企業の正社員と同じ業務に従事しているにもかかわらず、賃金その他の労働条件において格差が存在するなど、著しく均衡を欠いた状況が指摘されるとともに、「偽装請負」や「多重派遣」など一部の派遣会社による違法な行為も明らかになるなど、大きな社会問題となっている。

特に近年、インターネットカフェ等に寝泊まりしながら日雇派遣など不安定な雇用形態で就労している若者の実態が明らかになる中、家族の生計を担うべき年代の一部にまでこのような現象が及んできているなど、極めて憂慮すべき事態となっている。

このようなことから、国においては、労働者派遣制度の見直しが検討されているところであるが、見直しに当たっては、安定的な雇用の確保を図るとともに、労働者の保護、派遣労働者の待遇の改善を図る観点から、次の事項について特段の措置が講じられるよう強く要望する。

- 1 日雇派遣については、常態かつ労働者の保護に問題のない業務等を除き、原則禁止とすること。また、日雇派遣労働者の安定就職の促進を図ること。
- 2 登録型派遣の労働者のうち希望する者には、常用雇用への切り替えを促進するなどの措置を講じるとともに、派遣労働者の待遇の確保等適切な措置に努めること。
- 3 情報公開の徹底など、派遣会社における事業の透明化・適正化を図ること。
- 4 偽装請負を繰り返す派遣先に対するより強い行政措置と、違法派遣を行った派遣会社に対する指導監督を強化すること。